

平成 27 年度第 3 回療育支援専門部会 議事概要 (H28.1.20)

1 開 会

障害福祉課長挨拶

2 議 事

議題

- ① ライフサポートファイルの活用状況について
- ② 小児等在宅医療連携拠点事業について
- ③ 療育手帳判定書の開示請求に係る取扱いについて
- ④ 障害者総合支援法施行 3 年後の見直し（障害児支援）について
- ⑤ 千葉県障害児等療育支援事業について
- ⑥ 平成 28 年度重点事業（案）【療育支援関連】について

3 その他

（出席）小野委員、久保寺委員、小島委員、佐藤委員、新福委員、前本委員、宮元委員、吉田委員

（欠席）石井委員、鎌倉委員、鈴木委員、田熊委員、田中委員、谷口委員、時田委員、西牟田委員、平野委員、松井委員

(17:23 終了)

○会議概要

・古屋 障害福祉課長の挨拶

お忙しいところ、今年度、第 3 回の療育支援専門部会にご出席いただきまして、ありがとうございます。先日、国において障害者総合支援法の 3 年後の見直しに係る報告書が示されたところです。この中で障害児の支援についてもいくつかの課題が示されています。まだ具体的な動きはありませんが、今後、国の動きを注目して参りたいと考えています。なお、本日は、1「ライフサポートファイルの活用状況」、2「小児等在宅医療連携拠点事業」、3「療育手帳判定書の開示請求に係る取扱い」、4「障害者総合支援法施行 3 年後の見直し（療育支援）」、5「千葉県障害児等療育支援事業の見直し」、6「平成 28 年度重点事業（案）」についてご審議いただく予定です。委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見をいただきますようお願いいたします。

議 事

【障害福祉課 小原副主査】

資料 1-1「ライフサポートファイル等の活用促進に向けた調査の結果（概要）」、資料 1-2「ライフサポートファイル等の導入状況調査票（平成 27 年 12 月現在）」、資料 2「平成 27 年度小児等在宅医療連携拠点事業の実施状況について」を説明。

【小島委員】

幼稚園としては教育委員会が主導で説明をしっかりとってくれるので、有効に活用できていると思う。ただ、状況によりライフサポートファイルを使わなくても引継がスムーズに

できる。また、就学後どのように使われているとかがなかなか見えてこないので使い方が限定的になっているという印象を持っている。

【佐藤部会長】

親御さんが持っていく形になるので最初に使い方を丁寧に説明してもらわないと難しい面がある。学校の教員が親が持っていることを知らずにいるケースが圧倒的に多いのが現実で、活用されていないというところは学校関係機関の方が弱い印象を持っている。

【新福委員】

柏市でもライフサポートファイルを活用させていただいている。相談事業所に窓口を置いて受給者証発行と共に親御さんには配付する形をとっている。ただ、学校の方でどれだけ活用ができていのかは自立支援協議会に上がってきていないので、学齢期のライフサポートファイルの作成方法が今後の課題だと思っている。

【吉田委員】

鎌ヶ谷市では改訂版を作成した。子どもの記録は保護者がきちんと管理をしていかないと情報は届いていかない旨を裏表紙に書き込んでいる。それから、大学入試の際に時間延長などの合理的配慮を求める場合にライフサポートファイルが使える可能性があるという形でこのファイルを持つことの利点を書こうという検討をした。多くの方が自分の記録を残すことに誤解を持っている。例えば40歳になって手帳を取得する際に昔の学校時代の記録を一切捨ててしまってる方がいるなど、記録が残らないことがあることが不利益になるということで、作る意味を詳しく説明したりしている。

【宮元委員】

千葉市の学校では、ライフサポートファイルは全部電子媒体として配付されるか、ホームページに掲載されているので、学校の現場では見たことがない。むしろ学校現場で作成しなければならないのは、個別の教育支援計画である。個別の指導支援計画はどの学校もその子に合った独自の計画を立てて、それに基づいて指導しているが、個別の教育支援計画は学校現場では遅れていて、千葉市の場合は養護教育センターとかで活用方法について具体的に話し合っていかなければいけない段階に来ている。

【小野委員】

袖ヶ浦市では、早い段階でライフサポートファイルを特別支援連携協議会で作成して取組んできたが、実際、この報告を見てみると、現行の障害者計画では記載がなく次期計画に記載しない予定という中に入っている。その辺を含めて最近の現状を聞くと、まず、予算がなくて増刷ができないということも昨年から聞いている。それから、中身が市によってかなり差があると思います。障害者年金を申請する際、資料として提出するような時に活用されるような中身というよりも教育現場で使われやすい内容が多いので、生涯に渡って活用できるような内容を組み込んで作ってもらいたいと思う。

【佐藤部会長】

親の側も積極的に活用していくことも大事だと思うが、各市町も関係機関に幅広く周知をしていく必要があると思う。

【吉田委員】

こういうシートだけは必須だとか、推奨しますとかを県が例示できれば役に立つのではと思う。例えば、18歳以前の健診の時の様子であるとかどこの学校に在籍していたとか、取得した手帳の種類、主治医の診断名の基本的な要件だけはある程度あった方が助かると思う。

【小野委員】

ライフサポートファイルに関しては手帳をもらったから持つということではなく、袖ヶ浦市の場合は心配のある人は持ってくださいと進められてきた。そうすると発達障害の方や軽度の子どもなど、手帳を持たないできた人たちが、障害者年金を取得する際に資料が無く困る場合が多い。やはり、医療機関や専門機関で検査した結果を書き込めると、遡れるのでいいと思う。プラス、本人や親の思い（希望）を各年代で書き留めておけることは大事ですので、項目を加えて欲しいと思う。

【佐藤部会長】

県としてこういう項目を盛り込んだほうがいいのではという提案は可能なのか。

【障害福祉課 古屋課長】

市町村で行っている事業の側面があるため、どこまで示せるのかという問題はあるが、逆にやっていない市町村に対しては例が示せるのであれば広がっていくと思うので、少し共通する部分はどこかを明確にした上で考えさせていただきたい。

【吉田委員】

一番困っているのが相談支援専門員が医療的ケアの対応が十分にできないことである。小児等訪問看護師養成研修の中に相談支援専門員が対応できる項目を入れていただければ助かる。

【障害福祉課 澤田副課長】

相談支援従事者研修にコース別研修があり、その中に医療的ケアの対応を入れ込むようにしているところである。

【障害福祉課 石村副主幹】

別添資料3「療育手帳取得に際して実施される知能検査結果の開示について（要望）」を説明。

【障害福祉課 植田班長】

要望書にある知能指数等については、児童相談所にある情報提供書という様式があり、

申請があった場合、精神年齢及び知能指数については書面での回答をしている。さらに詳しく知りたい方については自己情報開示請求を行っていただいているが、その中で開示する項目としては政策法務課と協議した上で千葉県個人情報保護条例第17条第6項ハの判定に係る評価、判断が含まれている部分を開示することにより、今後、同種の事務の適正な執行が阻害される恐れがあると判断できる部分を除いて、部分開示という対応を取らせていただいている。以上の開示の考え方については、県内の各児童相談所が統一した対応をしていると認識しているが、要望書の指摘にあるように児童相談所間で対応に温度差があるという意見もあったので、円滑な情報開示について児童相談所に周知を図って参りたいと考えている。

【小野委員】

親のイメージだと療育手帳の審査の際、検査結果を手帳の発行時に初めて知るというものです。しかし、医療機関や大学などの検査をしている機関では、検査終了後に結果を伝えてくれるのが普通です。障害者年金の取得時にも、IQや検査結果の内容が求められてくるので、請求されて初めて開示するのではなく、検査結果を報告する（伝える）システムがあると助かる。

【前本委員】

具体的には銚子児童相談所のケースを指している。保護者が開示を求めたところ、ライフサポートファイルとは何ですかと聞かれた。児童相談所は児童相談所で判定したものは児童相談所のものだと思い込んでいるが果たしてそうなのでしょうか。

【障害福祉課 古屋課長】

お子さんの情報をどのようにとらえるかということが課題になると思う。自己情報開示制度というのはあくまでも本人の情報開示ということになってくるので、親の希望というよりは本人が必要とするのかという部分を見ていく必要がある。ただ、必要性自体は理解するので、法令的にどこまでできるのかということこれから詰めていく必要があると思う。

【前本委員】

児童相談所では親に情報を渡したら子どもに悪く使うのではないかという児相文化があり、療育手帳が何で必要なのか、受給者証でいいのではないかというところから始まる。障害児に対して寄り添う発想がなく仕事をしていることが根本的な問題だと思う。もったいぶって、開示したら出してやるぞという役所目線でいいのでしょうか。児相のあり方が根本的に問われていると思うので考え直していただきたい。

【障害福祉課 古屋課長】

いづれにしても制度として申請をいただいて、IQとか検査の結果は伝えているところなので、論点の部分として先程小野委員からあったように、判定結果を療育手帳発行時に出すのか、それとも結果が出た時に自動的にお知らせするのかと思っている。その点はどいういった点がいいのかということを考えていく必要があると思うが、現在のところ、個別

にIQ自体を出してないということではないので、より良い方向を考えていきたい。

【前本委員】

具体的にどうされるのか。

【障害福祉課 古屋課長】

ニーズとして、絶対同時に検査結果を出さないといけないと考えている方が多数なのかどうかを踏まえて考えていきたい。

【吉田委員】

いくつか整理をして考えるべきだと思う。1つは児相の窓口対応の問題。情報の開示という部分で、やはり来た方に対しての対応がおかしいと思う。改めるべきところは、改めるべきだと思う。情報の開示については行政側の個人情報の保護の仕組みの中で、今の流れではうまくできない部分がありなかなか難しい。ただ、どこかに風穴を開ける必要はあると思う。結論は出せないにしても、例えば開示という言葉を使わずに、検査結果をお返しすると言った方がいい。そういう面では児相の窓口の説明は最悪であると思う。

【佐藤部会長】

大事なものは支援を繋いでいくことにある。検査結果の情報があるならば、情報がないと新たな支援ができないのでこちらも困る。今、話に上がっているライフサポートファイルにしても、よりよい支援を作り上げようという趣旨で行っているので、何らかの形で必要があればそういう情報は共有をしていくという方向性は持つべきではないかと思う。

【前本委員】

本題に絞ると、自分自身の子どもの知能検査の結果を親が知りたいということに尽きる。検査結果は本人のものだという意識がないから、こういうことが起こっているのだと思う。保護者が自分の子どもの検査の結果を知るのは当たり前のことだと思う。逆に検査者も本人に返すためにやるのであって、やはり検査倫理だと思うので、そこに踏み込んで対処していただきたい。

【障害福祉課 橋本班長】

別添資料4「障害者総合支援法施行3年後の見直し（障害児支援）について」を説明。

【佐藤部会長】

この後多少時間をかけながらこういう観点から見直していこうとことなのか。

【障害福祉課 橋本班長】

まず国において検討が必要となる。その後、県に随時、情報提供がされると思うので、必要なものについては予算措置を行い事業を展開していくこととなる。また、それについては、療育支援専門部会で協議をさせていただきたい。

【障害福祉課 澤田副課長】

別添資料5「障害児等療育支援事業の見直しについて（案）」を説明。

【前本委員】

まず、今回の見直し案について反対する。前回の療育支援専門部会の時に委託事業者のアンケートを取った結果について事業所間での話し合いを2回重ねた。その中で出た多数意見を申し上げると、まず、配置職員についてあまり厳しい資格要件を設けられると一番その子のことを知っている職員が行けなくなるということ。それから、事業の目的だが、障害児等の等は私達の解釈では、障害児並びにその周辺にいる子たち、大人になって小児期の問題が顕在化した人達だと思う。それらの人は現実には法定サービスには行けないので、法定サービスに繋がる人は自然の流れで繋がってもらえればいいわけで、この制度を敢えて法定サービスに繋げるための補完制度と位置づける必要はないと思う。制度の隙間に埋もれてどこにも該当しないお子さんが確実にいるので、それに合わせた制度運用であって欲しいと考えている。さらに、回数の制限だが、回数を設定できる子は予め見通しが立っているケースである。しかし、年度当初からそんなに1年間の見通しが立つわけがないので、急に困ったことが生じた方に危機介入する時に機能しなければこの制度の意味がない。そういうことを考えると、事前に回数を設定することに何の意味があるのかということが言えると思う。

【障害福祉課 古屋課長】

障害児療育支援事業の見直しということで昨年から議論を重ねてきたところです。お子さんの状況がそれぞれ違う中で利用回数制限を設けることが課題となっているが、法定の制度ように支給回数を精査しているわけではないので、限られた予算の中で標準の回数を示させていただいていると認識している。また、実施協議については、利用制限回数で不足する場合は、対応に応じる形で進めさせているところである。少なくとも限られた予算の中で必要なサービスができるだけ多くの人になされる形で対応していきたい。それから、ボーダーの方への対応の範囲については、18歳未満の方、18歳になるまでに発生した療育に関する問題で困っている方ということでボーダーの方も含む形で対応することを考えている。

【吉田委員】

予算の中でという大きな枠が掛かっていること自体が非常に問題で、市町村事業を含めて議論すべきだろうと思う。ただその議論ができない中で段階的に考えた時に、予算の範囲内であるということであるならば、そこで声の大きい方が予算が多くもらえるという仕組みではまずい。それはおそらく県が今まできちんとコントロールしてこなかったから、各事業所が自分達の都合のいい、そして各地域のニーズに合わせた形で独自に進めていったことであろうと思う。必要なことにどんどん使われてしまったことはいいことかもしれないけど、その中では整理をするものもあったかもしれないと思う。やはり全面的に反対というよりは、どこかで折り合っていたきたい。それから、専門家のことになるが、例えば新オレンジプランとあって、認知症の関係だと各県に当事者団体のコーディネーター役を置くことになっている。ですから、本来なら障害者問題についても介護保険のように調整役を置くことをやってもいいと思う。

【佐藤部会長】

どういふ点が修正されるとよろしいのでしょうか。

【前本委員】

今までこの事業を各事業所がバラバラに行っていた経緯があり、有志が呼び掛けて多くの事業所が参加し、見直しを検討している状況である。しかし、事業所の中で公立もあり民間もあるので、そこはだだの事業所の集まりだから、そこで調整するのは、第三者委員会とか外部評価機関とかを是非置いていただきたい。予算ももっと増やしてもらいわけではない。単価の引き下げも結構である。ただ、回数制限があると、回数を数える手間や年度の途中で支援ができなくなるなどの弊害が出てくる。困った人の所に困っている時に行けることが制度として担保されていれば現場で働く職員のモチベーションが上がる。一貫して提案したいのは、回数制限をするのではなく、カットしてもいいから公平にやってほしい。四半期ごとに請求額を集計して、その額が予算をオーバーする場合は一律に四半期ごとでカットされても構わない。この事業で利益を出そうと考えている事業所はないので、単価はもっと低くしてもいい。

【吉田委員】

予算の範囲内でより効果的にやろうとするならば、他のサービスが使えないことの緊急避難で使える便利なものにしていくのか、それとも、ほどほどにこの範囲のものを中心にやっていこうかということについて、もう少し練っていく必要がある。それから、この制度の欠点はマネジメントすることを丸投げにしてきたツケが回ってきたことにある。ですから、こっちにマネジメントを取り戻してきちんとこういう形で運用してくださいと言うべきで、レアケースについてはやってもいいけど地域でマネジメントをやってくださいと、例えば、ここに基幹相談支援センターがあればここが介入してくださいとかを言った方がいい。便利で使いやすいけど、やはりどこの範囲までのものかを明確にし、それを超えたものについてはどうするかということのある程度議論しなければならない。それから、公費を使う以上は回数のカウントは、年4回を標準とするとか、最大でも2.5倍とか、ガイドラインはきちんと示しておかないと、このままでやってはいかなる読み取り方もできてしまう。また、困難ケースについては療育支援事業だけで引き受けるのではなく、必ず地域の他のリソース、例えば自立支援協議会などに向けていくことが必要であると思う。

【前本委員】

私達は、予算を増やしてもらいたとは思っていない。職員のモチベーションを上げるために、「やっていんだよ」というゴーサインがもらいたい。マネジメントはやってもらいたい。

【澤田副課長】

この事業は委託事業なので県から金額や回数を示してその中でやってくださいという話をさせていただいている。件数については1人1人の回数をカウントするのではなく、トータルの件数で報告していただければ結構である。これまでの実績から判断して2年間

の平均が申請の目安になるかと思う。全く回数を示さないで委託料を支払うのはどうかと考えている。ただ、標準の回数では支援に支障が出るケースについては協議させていただきたいと考えている。職員の資格の件については、毎回の支援者まで報告する必要はなく、実績報告書の様式を見直して、この子にはこういう資格を持っている方が担当していることを確認させていただきたい。この制度は診断書、支給決定も不要、親御さんの負担もないという中で、事業所側も法定サービスに繋がらないまま来ている現状があるので、法定サービスに繋げることを何か書き込めれば良いと考えている。

【前本委員】

趣旨は理解した。回数についても全くなしというのは、行政的に難しいことがおぼろげにわかってきた。私は事業者の意見をまとめてここで述べたいという気持ちでいるので、私個人の了承と事業者全体の了承とは別になる。来週の月曜日に事業者の有志が集まるのでそこで話をして答えたいと思う。そうすると標準の根拠が必要になってくる。今現在、保育所等が年4回となっているのは、あくまで柏市の事業を参考にしていると思われるが、保育所の待機児童がいるかどうかで保育所の状況が全く違うので、柏市のケースは参考にならない。標準を決めるプロセスも県の方も専門家に入ってもらって、マネジメントをしてもらいたい。県から話が来るのはお金、回数、資格の話で県の思いが伝わってこない。

【吉田委員】

県の委託事業ですよと言われたら、はい、というより仕方がない。この条件でやってくださいと委託をされているわけですから、本来なら委託事業であることをよいことに運用していた側の問題もある。ただ回数についてマネジメントの問題、例えば、法定サービスでは保育所等訪問支援だと月2回、年間24回までとなっているのでそれを斟酌しますとか。それが妥当かどうかわからないが、少なくともそういう基準が示されて、保育所等訪問支援を使うと月2回行ける。そして療育支援事業を使うと月4回行けるみたいな例示をしてもらうと事業所側にとってもよいのではないかと思う。

【障害福祉課 澤田副課長】

回数については柏市の事例を参考にしたので、その他の状況も踏まえてある程度柔軟な対応をしたいと考えているので検討させていただきたい。

【障害福祉課 古屋課長】

国でカバーしきれない事業を都道府県が担う点は変わりないと思っている。ただ、この事業自体はこれまでいろいろ経緯があって、規模が大きくなればなるほどエビデンスが求められてくる。障害者総合支援法に基づくサービスでも、記録や結果に基づいて標準化してく部分があるところである。回数についてもエビデンスが蓄積されれば見直すことがあるので、28年度もご理解いただいてご意見を伺いながら進めていきたいと考えている。

【前本委員】

古屋課長ご自身、この制度が、現在、千葉県の子ども達に役に立っているとお思いにな

るか。

【障害福祉課 古屋課長】

これは役に立っていると思うからこそ、この制度を守るために回数の制限とかをさせていただいておりますので、しっかりしたことが説明できる制度にしていくことが必要だと考えている。

【前本委員】

回数の制限で問題になるのは、回数の設定と回数の話し合いをするシステムが県に無いということである。この地域はどこそこの事業所がこんなふうにカバーすれば大体困った子の所に行けるという、全体を俯瞰する役割を県にしていきたい。また、請求する側もこれは使おうと精査して絞っていかなければいけない。それを事業所間でやろうということによって事業所も集まっている。事業所にも今まで便利だから使ってしまうというやり方をやめようという提案はしている。

【佐藤部会長】

例えば、来年回数制限を設けてやってみて、いろいろおかしい部分があれば療育支援専門部会でも議論していただきながら見直していく形でいかがか。

【前本委員】

それが一番現実的だと思う。この部会が機能すればとてもいいと思う。

【障害福祉課 石村副主幹】

別添資料6「平成28年度重点事業（案）について」を説明。

【吉田委員】

厚労省が出しているポンチ絵でも、地域包括ケアというのは障害児も障害者も含めて在宅で地域で暮らしていくシステムであるという書き込みが増えている。やはり、どこかで地域包括ケアとの部分との接点とかにリンクしなければいけないと思うので、その辺を次年度意識していただければありがたいと思う。

【前本委員】

療育支援コーディネーターの配置の箇所で、「療育支援コーディネーターの連絡協議会」でなく、「療育支援コーディネーター連絡協議会」と正式名称に修正していただきたい。それから、療育支援コーディネーターの配置事業を知らない市町村が多いので、簡潔な説明資料を作成して周知を徹底していただきたい。

【障害福祉課 古屋課長】

年度末に担当者が変わる場合があるので、例えば、4月以降の会議の場などを通じて事業の内容を説明して参りたい。

【小野委員】

ペアレントメンターについては、今年度は途中から予算がついたということで、私もペアレントメンターなので相談会の報告書を上げました。予算は、1回4千円で全体で50回上限でした。実際、相談会は県内1カ所でやっているのではなく、各市町村や各圏域で行ったり、私達自閉症協会でも地区によって差はありますが、各地区協会のスタイルでそれぞれ行っています。私が参加している君津地区自閉症協会では、月に2回療育相談会を行っています。（非会員の方が多く参加されます。）ペアレントメンターの研修を受け、登録をしている会員は3名。私達の会だけでも丁度といった予算でした。親が安心して地域で障害児（心配な子ども）の子育てをしていくには、県独自のとても大切な事業と感じていますので、これらのことに配慮して予算を来年度確保していただきたいと思う。

【障害福祉課 澤田副課長】

以上をもって第3回療育支援専門部会を終了させていただきます。今年度につきましては特段の事情がなければこれが最後の部会となりますので、来年度につきましては別途確認させていただく予定ですのでどうぞよろしく願いいたします。